

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(職員)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>付則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和二年三月三十一日までの間、第十条</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>付則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第</p>

第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

十條第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。